

## 高齢者・障がい者の人権

### 1 成年後見制度を取り巻く状況等

(1) 高齢者・障がい者の権利擁護のための制度である成年後見制度は、大きな変革期にある。

成年後見制度を取り巻く状況についてみると、2024（令和6）年10月1日時点では、我が国の65歳以上人口は3624万人であり、総人口に占める割合（高齢化率<sup>1</sup>）は29.3%と世界でも最も高い水準となっている。さらに、一人暮らしの高齢者も増加傾向にあり、2020（令和2）年に、65歳以上の人口に占める一人暮らしの割合は、男性15.0%、女性22.1%となり、2050

（令和32）年には、これが男性26.1%、女性29.3%になると推計されている（内閣府「令和7年版高齢社会白書」）。

2024年（令和6年）12月末時点における全国の成年後見制度の利用者数は253,941人に上るが（最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－」）、上記のような状況の下で、今後、成年後見制度に対するニーズが増加し、多様化していくことが見込まれる。

(2) 他方、現行の成年後見制度については、制度が硬直的であり、利用しにくい等の批判がある。

具体的には、「制度を利用する動機となった課題が解決し、本人や本人を支援する周囲の者において法定後見による保護の必要性がなくなったと考える場合であっても、事理弁識能力が回復しない限り、制度の利用を終了することができない」、「本人にとって必要な限度を超えて、成年後見人等に広い範囲で取消権（その前提としての同意権）が設定されて、本人の行為能力が制限される場合がある」、「必要な範囲を超えて代理権が認められているといえるときがあつてそれが成年後見人による不正行為や権限の濫用を生ずるおそれにつながる」、「成年後見人等の代理権や財産管理権の仕方によっては、本人の意向に反し、又は、本人の意向を無視して行われることで、本人の自律や自己決定に基づく権利行使が制約される場合がある」等の指摘がある（法務省民事局参事官室「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案の補足説明」）。

(3) また、日本が2014（平成26）年1月に批准した障害者の権利に関する条約第12条は、障がい者の完全な行為能力の保障を要請すると共に、代理人による意思決定制度から意思決定支援制度への移行を求めていた。

2022（令和4）年10月に公表された同条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見においても、「意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」との勧告がなされたところである。

### 2 法制審議会民法（成年後見等関係）部会の中間試案

このような中、2024（令和6）年2月の法制審議会において、法務大臣から成年後見制度の見直しに関する諮問がなされ、その審議のために民法（成年後見等関係）部会が設置された。そして、同部会は、同年4月から2025（令和7）年6月までの間に計21回の会議を開催し、第21回会議において、「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。）を取りまとめた。

中間試案の内容は多岐にわたるが、その中心となる「第1 法定後見の開始の要件及び効果等」においては、現行の後見・保佐・補助の3類型を廃止し、①本人の事理弁識能力が不十分であること、②特定の事項について保護する必要があること、③原則として本人の同意があること、を要件として、特定の法律行為についての同意権・代理権を付与する案が示されている。

また、「第2 法定後見の終了」においては、本人の事理弁識能力が回復してその程度が不十分であるといえなくなった場合だけでなく、必要がなくなったと認められる場合（特定の法律行為を対象とする代理権を付与する審判がされた場合において、その特定の法律行為に係る事務が全て終了したとき等）にも法定後見を終了させる案や、法定後見に係る期間を設けて、その期間が満了する前の一定期間の間に期間の更新の要否について、家庭裁判所に報告しなければならないとする案が示され、「第3 保護者に関する検討事項」においては、保護者（現行制度の成年

<sup>1</sup> 総人口に占める65歳以上の人口の割合

後見人、保佐人または補助人に相当）の柔軟な交代を実現するために、欠格事由にならない新たな解任事由を設ける案が示されている。

### 3 弁護士・弁護士会に求められる対応

東弁は、中間試案についての意見募集（パブリック・コメント）に対し、2025（令和7）年8月14日付「法制審議会民法（成年後見制度等）中間試案に対する意見書」を提出し、「自律の保障」と「地域社会におけるインクルージョン」の2つが今回の制度改正の基本理念になるとの考えに立脚した上で、これに沿う方向性での制度改正を支持する意見を表明しているが、弁護士会は、今後も、成年後見制度の一翼を担う専門職団体として、成年後見制度の改正の議論に積極的に参加していくべきである。

そして、将来、制度改正が実現した場合、現行の制度に比べて、制度利用開始の審判手続等が複雑になると予想されるが、それによって手続が遅延して、本人保護に欠ける事態が発生することがあってはならず、弁護士は、迅速性を確保するための実務上の工夫を重ねていく必要がある。

また、制度改正が実現した場合、成年後見制度以外の制度による本人支援を求められる場面が増加することは必至である。支援体制が十分に整っていないにもかかわらず、安直に成年後見制度の利用を終了させ、本人を投げ出すようなことがあってはならない。弁護士会は、弁護士によるホームロイヤー制度や財産管理支援制度の拡充を進めるとともに、中核機関の整備や日常生活自立支援事業の拡充・発展等、地域における権利擁護支援体制の整備と事業の具体化にも積極的に関与していくべきである。

以上